

# 障害者基本計画に基づく 「重点施策実施5か年計画」の進ちよく状況 ～平成22年度～

- ※ 障害者基本法
  - 第14条(医療、介護等)
  - 第17条(療育)
  - 第23条(相談等)
  - 関連

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ち ょ く 状 況						
2. 生活支援									
① 利用者本位の生活支援体制の整備									
○ 利用者の立場に立ったサービス体系の実現と事業者の経営基盤の強化	14 障害者自立支援法の施行状況等を踏まえ、その抜本的な見直しの検討を進めるとともに、利用者負担の見直しと事業者の経営基盤の強化に取り組む。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とした（平成22年4月から実施）。</li> <li>○ 障害福祉サービスの報酬の額について、事業者の経営基盤の安定やサービスの質の向上等を目的に、プラス5.1%の改定を実施（平成21年4月実施）。</li> <li>○ 障がい者制度改革推進本部の下での障害者制度改革の中で、障害者自立支援法を廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度（「障害者総合福祉法」（仮称））をつくることとされており、障がい者制度改革推進会議の下に「総合福祉部会」を設けて検討を行うこととした。（平成22年4月～）</li> </ul>						
○ 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実	<p>15 ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や当事者による相互支援（ピアカウンセリング）、権利擁護のために必要な援助等を提する体制の充実のために、地域自立支援協議会を中心としたネットワークを構築する。</p> <p>地域自立支援協議会の設置市町村数 700市町村〔19年〕→ 全市町村〔24年〕</p> <p>16 国立専門機関等において、地域で生活する障害者や支援者が、障害の特性に応じた支援方法などについて、より高度な専門的・技術的支援を受けられる体制を整備する。</p>	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域自立支援協議会において、相談支援を充実させるため、障害者自立支援対策臨時特例交付金による「地域自立支援協議会運営強化事業」を創設した（平成21年度～平成23年度において実施）。</li> </ul> <p>設置済市町村</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">（平成20年4月）</td> <td style="text-align: center;">（平成21年4月）</td> <td style="text-align: center;">（平成22年4月）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,188市町村（1,811市町村のうち）</td> <td style="text-align: center;">1,426市町村（1,798市町村のうち）</td> <td style="text-align: center;">1,485市町村（1,750市町村のうち）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、身体障害だけでなく障害全体を視野に入れた取り組みを行うため、平成20年10月に名称を国立障害者リハビリテーションセンターに変更するとともに、発達障害に関する情報の収集・提供等を図るために平成20年3月に厚生労働省内に設置された「発達障害情報センター」を国立障害者リハビリテーションセンターに移管するとともに病院部門に新たに発達障害の診療体制を整備した。また、頸髄損傷等の重度障害者を新たに受け入れるための体制整備を図るとともに、必要な施設の改修工事を行った（平成20年度から平成21年度まで）。</li> <li>○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、平成20年度より3か年のモデル事業として、青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業を開始し、平成22年度においては、前年度までに確立した病院部門、障害者支援施設（自立支援局）と地域の発達障害者支援センター、就労支援機関、地域支援機関（障害者就業・生活支援センター等）の連携による地域モデルを運用し、福祉サービスを利用し就労を希望する青年期にある発達障害者の診断・評価等の開発、生活訓練を含む就労移行支援に必要な訓練プログラムの開発、雇用支援機関との連携モデル開発、補完手段としての機器の開発研究に取り組んだ。その成果として発達障害者の就労支援のための事例集を発達障害情報センターが中心となり作成中。</li> <li>○ 平成21年度から、地域の発達障害者支援センター、就労支援機関、地域支援機関（障害者就業・生活支援センター等）の連携による地域モデルを構築し、その運用により定量的な行動評価方法の確立、就労移行支援に必要な介入方法の開発を行った。</li> </ul> <p>また、発達障害者の生活と就労を支援する福祉機器のニーズを明らかにするとともに、発達障害者の就労支援のための事例集の開発に着手した。</p>	（平成20年4月）	（平成21年4月）	（平成22年4月）	1,188市町村（1,811市町村のうち）	1,426市町村（1,798市町村のうち）	1,485市町村（1,750市町村のうち）
（平成20年4月）	（平成21年4月）	（平成22年4月）							
1,188市町村（1,811市町村のうち）	1,426市町村（1,798市町村のうち）	1,485市町村（1,750市町村のうち）							



重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進	ちよく	状	況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童デイサービス事業のサービス提供量 約26万人日分〔19年度〕→ 約34万人日分〔23年度〕</li> <li>・ 短期入所事業のサービス提供量 約24万人日分〔19年度〕→ 約35万人日分〔23年度〕</li> <li>・ 共同生活援助事業（グループホーム）、共同生活介護事業（ケアホーム）の利用者数 約4.5万人〔19年度〕→ 約8.0万人〔23年度〕</li> <li>・ 相談支援事業の利用者数 約3万人〔19年度〕→ 約5万人〔23年度〕</li> <li>・ 福祉施設入所者数 14.6万人〔17年度〕→ 約13.5万人〔23年度〕</li> </ul> <p>※「訪問系サービスの利用時間数」から「相談支援事業の利用者数」までは、各都道府県の障害福祉計画における19年度の平均的なサービス見込量（1月当たり）の合計値である。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童デイサービス事業のサービス提供量 約24万人日分</li> <li>・ 短期入所事業のサービス提供量 約18万人日分</li> <li>・ 共同生活援助事業（グループホーム）、共同生活介護事業（ケアホーム）の利用者数 約4.8万人</li> <li>・ 相談支援事業の利用者数 （サービス利用計画作成費の給付対象者数） 約0.2万人</li> <li>・ 福祉施設入所者数 約14.6万人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約29万人日分</li> <li>約20万人日</li> <li>約5.6万人</li> <li>約0.3万人</li> <li>約13.9万人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約35万人日分</li> <li>約21万人日分</li> <li>約6.3万人</li> <li>約0.4万人</li> <li>約13.7万人</li> </ul>	
○ 精神障害者の退院促進と地域移行の推進	<p>21 受入条件が整えば退院可能とされる精神障害者の地域生活への移行を推進する。</p> <p>退院可能精神障害者数 4.9万人〔19年度〕のうち、約3.7万人の減少〔23年度〕</p> <p>※「退院可能精神障害者数」については、各都道府県の障害福祉計画における数値を19年度に集計したものである。</p>	厚生労働省	○ 精神障害者地域移行支援特別対策事業 受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院促進・地域移行に向けての支援を一層進めるため、地域移行推進員、地域体制整備コーディネーターを指定相談支援事業者等に配置。 （平成20年度）（平成21年度）（平成22年度）	実施圏域数 295圏域	309圏域	309圏域
○ 障害者に対する住宅セーフティネットの構築	<p>22 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の趣旨を踏まえ、公営住宅などの供給や優先入居の措置等の促進を図る。また、あんしん賃貸支援事業（民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために情報提供等を実施する。）と、居住サポート事業（賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間賃貸住宅）への入居を希望しているが、入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整や支援、家主への相談・助言を行う。）の連携により、障害者の一般住宅への入居を進める。</p>	厚生労働省	○ 「退院可能精神障害者数」については、平成20年4月から開催された「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」の論点整理（平成20年9月）において、今後の精神保健医療福祉施策の基本的考え方として「長期入院患者を中心とした地域生活への移行・定着支援」が掲げられたことを踏まえ、上記検討会において更なる議論を実施し、平成21年9月に取りまとめた報告書において、障害福祉計画における目標値（退院可能精神障害者数）についても、「統合失調症に入院患者数」に係る新たな目標値や、障害福祉サービスの整備量に関する目標との整合性を図りつつ、見直しを行うべきであるとされたところ。	○ また、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）において、「社会的入院」の解消に向けて平成23年内に結論を得ること、精神障害者に対する強制入院等について、保護者制度の見直し等も含め、平成24年内を目途に結論を得ること、精神科医療現場における医師や看護師等の人員体制の充実のための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成24年内を目途にその結論を得ることとされた。	○ 居住サポート事業の立ち上げ等に当たり、必要な設備整備、不動産業者や家主等に対する説明会、先進地への視察等を支援する「居住サポート事業立ち上げ支援事業（障害者自立支援対策臨時特例交付金における特別対策事業）」を創設した（平成21年度～平成23年度において実施）。	

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ち ょ く 状 況								
○ 障害児の居場所の確保	23 放課後や夏休み等の長期休暇の間の居場所を確保するための施策を推進する。	厚生労働省   文部科学省	○ 障害児の将来の自立に向けた発達支援、ライフステージに応じた一貫した支援、家族を含めたトータルな支援、できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援の具体的な施策について検討するため、「障害児支援の見直しに関する検討会」を開催し、平成20年7月に報告書を取りまとめたところ。  ○ 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与える放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害のある児童の受入れを促進。  ○ 放課後等に小学校等を活用し、地域の実情に応じて、障害のある子どもを含め子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の参画を得て学習や体験・交流活動等を実施する「放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）」を実施。  <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">（平成20年度）</td> <td style="text-align: center;">（平成21年度）</td> <td style="text-align: center;">（平成22年度）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,015市町村7,919箇所</td> <td style="text-align: center;">1,061市町村8,761箇所</td> <td style="text-align: center;">1,060市町村9,197箇所</td> </tr> </table>	（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	1,015市町村7,919箇所	1,061市町村8,761箇所	1,060市町村9,197箇所		
（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）									
1,015市町村7,919箇所	1,061市町村8,761箇所	1,060市町村9,197箇所									
○ 身体障害者補助犬法への理解の促進	24 身体障害者補助犬法の改正を踏まえ、都道府県の補助犬に関する苦情相談窓口で対応がなされるよう「相談対応マニュアル」を整備するなど、円滑な施行を図るとともに、引き続き、補助犬への理解の促進及び受入れの円滑化のための広報・啓発を推進する。	厚生労働省	○ 平成19年10月の補助犬法改正により、補助犬使用者や受け入れ側施設からのトラブルに対する相談窓口が各都道府県、政令市、中核市に設置（平成20年4月1日施行）され、一定規模以上の民間企業では、勤務している身体障害者の補助犬使用の受け入れが義務化（平成20年10月1日施行）された。これにあわせ、ポスター、リーフレット、ステッカーを配布し、周知に務めた。 平成21年度政府広報には9件が採用。また、厚生労働省ホームページ内に補助犬専用ホームページを開設しており、利用方法や受け入れ、補助犬の実働頭数等について、随時更新を行っている。								
○ 発達障害者施策の推進	25 発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を推進する観点から、保健・医療・福祉・就労・教育等の制度横断的な関連施策の推進を図る。	厚生労働省   文部科学省	○ 発達障害者施策の推進 発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族に対して相談支援、発達支援、就労支援等を行うとともに、各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための体制整備の推進や支援手法の開発、発達障害に関する情報提供等を実施。  <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（平成20年度）</td> <td style="text-align: center;">（平成21年度）</td> <td style="text-align: center;">（平成22年度）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発達障害者支援センター設置箇所数</td> <td style="text-align: center;">62箇所</td> <td style="text-align: center;">64箇所</td> <td style="text-align: center;">64箇所</td> </tr> </table> ○ 発達障害に関する正しい知識の普及およびライフステージにおける情報を、発達障害情報センターウェブサイトを通じて発信。  ○ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法上、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを明確化。  ○ 平成19年度より、発達障害のある幼児の早期発見・早期支援を強化するため、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携した支援体制の整備や保護者等への相談支援の在り方について実践的な研究を行う「発達障害早期総合支援モデル事業」を実施。（平成21年度まで）  ○ 平成19年度より、高等学校における発達障害のある生徒に対し、地域の大学、教育センターやハローワーク等の関係機関と連携し、ソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等、全国の高等学校の参考となるような具体的な支援の在り方について検討を行う「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施。（平成22年度より「特別支援教育総合推進事業」において「高等学校における発達障害のある生徒への支援」として実施）  ○ 平成21年度より、「民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業」において、発達障害等の子どもの障害の状態等に応じた教材等の在り方及びそれらを利用した効果的な指導方法や教育的効果等についての実証的研究を実施。		（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	発達障害者支援センター設置箇所数	62箇所	64箇所	64箇所
	（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）								
発達障害者支援センター設置箇所数	62箇所	64箇所	64箇所								

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
○ 優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発に対する支援	26 発達障害者には幅広い領域の支援が必要となっていることを踏まえ、各自治体においてネットワーク作りを効果的に促進するためのモデル事例集を平成21年度までに策定する。	厚生労働省	○ 平成19年度から実施の発達障害者支援開発事業により、指定された都道府県・指定都市において、具体的な実施方策をモデル事業として実施し、そこで開発・確立された支援手法をマニュアル等として取りまとめ、発達障害情報センターのホームページに掲載。 また、平成20年度より開催している「発達障害者支援開発報告会」において自治体に対する情報提供を実施。
	27 標準的な支援方法が確立されておらず、幼児期から成人期まで一貫した支援が十分ではないことを踏まえ、平成21年度までに地域において実施されている支援方法を把握し、支援マニュアルを策定する。	厚生労働省	○ 平成19年度から実施の発達障害者支援開発事業により、指定された都道府県・指定都市において、具体的な実施方策をモデル事業として実施し、そこで開発・確立された支援手法をマニュアル等として取りまとめ、発達障害情報センターのホームページに掲載。 また、平成20年度より開催している「発達障害者支援開発報告会」において自治体に対する情報提供を実施。
	28 発達障害児やその保護者に対応できる技能を持つ専門家が少ないことを踏まえ、地域で核となって支援を進める人材を育成するための研修を行う。	厚生労働省	○ 研修の実施 小児医療、精神医療、療育の3分野について、医師や保健師等の発達障害支援に携わる職員に対する研修を実施。
<b>④ 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援</b>			
○ 優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発に対する支援	30 高齢者・障害者及び介護者の生活の質の向上を目的として、生活支援分野、社会活動支援分野を中心として優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業に対し、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を通じて研究開発費用の補助を行う。	経済産業省	○ 優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化を行う民間企業に対し、NEDOを通じて広く公募を行い、研究開発費の補助を実施。制度発足以来平成22年度末までに185件のテーマを採択。
	31 脳とコンピュータをつなぐブレイン・マシン・インターフェイス（BMI：Brain Machine Interface）技術の開発によって、失われた身体機能の回復・補完を可能とする高度な義手・義足等の開発等を戦略的に推進する。	文部科学省 厚生労働省	○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「脳科学研究戦略推進プログラム」など、関連の研究開発を着実に推進。 ○ ブレイン・マシン・インターフェイス（BMI）を用いてワープロを駆動することで意思伝達を可能にする実証研究をALSの患者で実施した。その有効性から障害者自立支援機器として実用化が視野に入った。また、投票や署名といった社会活動に必須の活動についてもBMIにより可能になることを確認した。BMIを用いた義手・義足については、上肢用アシストスーツを作成し、効率的な作働のための基礎研究を継続中である。（平成20年度～）
	32 視覚障害者、聴覚障害者、認知障害者等向けの情報支援機器、義肢装具、電動車いす、福祉車両、介護者を支援するための生活環境関連機器ロボット等、先端技術を活用した福祉用具等の利用支援の観点から、利用者ニーズに関する調査研究、人材育成を含めた支援技術の確立等を推進するとともに、補装具費支給事業等を適切に実施し、また、相談支援体制の確保を図る。 併せて、福祉用具等の安全評価を実施し、利用者ニーズに合った福祉用具の開発を推進するため、研究開発・評価の段階で利用者の参加を促進する。	厚生労働省	○ 聴覚障害者に対する情報支援機器の貸出、相談業務等を行う聴覚障害者情報提供施設の全都道府県設置に向けて、障害保健福祉関係全国主管課長会議等を通じて各県に周知（平成23年1月6日現在38カ所）。 ○ 障害者等の情報通信技術（IT）の利用機会や活用能力の是正格差を図るための総合的なサービス拠点として、障害者ITサポートセンターを設置・運営する事業を24都道府県（平成22年度）で実施。 ○ TAIS（福祉用具を身体状況に合わせて適正に選択するために、用具の仕様、構造、性能等の情報を全国の製造事業者や輸入業者から情報収集・データベース化し、多様な媒体を通じて情報発信するシステム）を運用。 ○ 「義肢装具等完成用部品情報提供システム」（義肢装具等完成用部品を利用者の状態像や使用環境等に適合した適切な完成用部品の処方や選定・給付に資するため、当該部品の対象、構造や作用、効果や材質、適応範囲、調整方法等に関する情報を国内の製造業者や輸入業者から情報収集・データベース化し、情報発信するシステム）を運用。 ○ （財）テクノエイド協会において、福祉機器に関する標準化等の研究を実施し、開発・普及を促進。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
⑤ 専門職種の養成・確保			
○ 福祉人材の養成確保	33 「福祉人材確保指針」を踏まえ、介護職員のキャリアアップの仕組みを構築するなど、福祉人材の養成・確保のための取組を強化する。	厚生労働省	○ 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」については、平成19年8月28日に改正し、労働環境の整備等について、経営者や関係団体等に対し取組を進めるよう周知を図った。  ○ 福祉人材の養成・確保を図る観点から、平成21年度予算等により、介護職員の処遇改善や雇用管理の改善に取り組む事業主への支援等を推進したほか、介護福祉士養成校等の学生に対する修学資金の貸付を行うなど福祉人材の参入促進を進めた。
	34 サービス管理責任者の養成及び継続的な研修システムを整備するとともに、リハビリテーション関係専門職員等の養成を推進する。	厚生労働省	○ 地域でサービス管理責任者養成の中核となる人材を育成するため、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、サービス管理責任者指導者養成研修を行った。 (平成20年度実績) (平成21年度実績) (平成22年度実績) 受講者数 259名 247名 249名  ○ 地域でリハビリテーション関係の専門職員として、指導的役割を担う人材を育成するため、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて研修会を行った。 (平成20年度実績) (平成21年度実績) (平成22年度実績) 受講者数 1,402名(25回開催) 1,416名(25回開催) 1,288名(21回開催)  ○ 平成20年度においてもリハビリテーション関係専門職員の養成を実施し、5学科で以下の卒業生を地域の関係機関等に送り出した。 (平成20年度実績) (平成21年度実績) (平成22年度実績) 言語聴覚学科 28名 31名 28名 義肢装具学科 9名 8名 8名 視覚障害学科 8名 3名 4名 手話通訳学科 12名 12名 9名 リハビリテーション学科 2名 3名 2名
6. 保健・医療			
① 障害の原因となる疾病等の予防・治療			
○ 生活習慣の改善による循環器病等の減少	115 生活習慣の改善により、循環器病等の減少を図る。	厚生労働省	○ 「健康日本21」(平成12年3月)において、脳卒中等循環器病の予防に関して、食塩摂取量の減少、肥満者の減少等の目標値を設定し、生活習慣の改善を図るための取組を推進するとともに、循環器病に対する正しい知識や予防の重要性について、ホームページ等を通して国民への普及啓発を実施。 ○ 「食生活指針」の普及・定着に向けた取組として「食事バランスガイド」(平成17年6月)を策定し、その普及啓発等の取組を推進。 ○ 生活習慣病を予防するために「健康づくりのための運動指針2006(エクササイズガイド2006)」(平成18年7月)を策定し、安全で有効な運動の普及に向けた取組を推進。
○ 糖尿病の予防・治療の継続	116 糖尿病について、検診を受ける者の増加、有病者数の減少及び有病者の治療継続率の向上を図る。	厚生労働省	○ 「健康日本21」(平成12年3月)において、生活習慣の改善による糖尿病の発症予防、糖尿病検診の受診の促進及び治療の継続について目標値を設定し、その普及啓発を推進するとともに、「食生活指針」の普及・定着に向けた取組として「食事バランスガイド」(平成17年6月)を策定し、その普及活用を進める等の取組を推進。  ○ 平成20年度から、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 糖尿病のより効果的な予防、診断、治療等を確立するための質の高い臨床研究を実施することを目的として、厚生労働科学研究費補助金において、「循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業」を実施。</li> <li>○ 糖尿病に関する専門医療機関の情報、最新の予防法や治療方法に関する情報等を発信する基盤（糖尿病対策情報センター）を独立行政法人国立国際医療研究センターに設置し、平成22年4月より運動を開始。</li> </ul>
○ 難治性疾患に関する病因・病態の解明	117 難治性疾患に関し、病因・病態の解明、治療法の開発及び生活の質の向上につながる研究開発を推進する。	厚生労働省	○ 難治性疾患の治療方法の確立を目指し、難治性疾患克服研究事業を一層推進する。
② 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実			
○ 高次脳機能障害の支援拠点機関の設置等	118 高次脳機能障害への支援を行うための支援拠点機関を、全都道府県に設置する。  ○高次脳機能障害支援拠点 18都道府県〔18年度末〕→ 全都道府県〔24年度〕	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高次脳機能障害支援普及事業 都道府県に高次脳機能障害者への支援拠点機関を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い、高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備。  (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 支援拠点設置箇所 42都道府県 54箇所 43都道府県 60箇所 46都道府県 64箇所</li> </ul>
	119 国立専門機関等において、高次脳機能障害のための認知リハビリテーション技法の確立や評価尺度の開発を推進するとともに、高次脳機能障害者に対する都道府県単位の支援ネットワークに対する専門的な支援を行い、その支援技術の普及を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「高次脳機能障害支援普及事業」において、国立障害者リハビリテーションセンターを中心とした認知リハビリテーション技法の確立や評価尺度の開発のための支援拠点機関等全国連絡協議会を年2回開催するとともに、平成20年度には、「高次脳機能障害者支援の手引き（第2版）」を作成し、全国の関係機関等に約8,000冊を配布。平成21年度は、支援拠点機関等全国連絡協議会、支援コーディネーター会議を年2回、公開シンポジウムを1回開催した。平成22年度から認知リハビリテーションの社会的帰結に関する全国調査を実施した。</li> <li>○ また、全国高次脳機能障害支援普及拠点センターである国立障害者リハビリテーションセンターは、全国10のブロック会議等を通じて、高次脳機能障害者支援の一般施策化に必要な地域支援ネットワークの構築を推進した。（平成18年度～）</li> </ul>
○ 障害者の健康維持とQOL（生活の質）の向上	120 障害者の健康維持とQOLの向上のため、障害者向け医療サービスシステム及び障害者の健康維持管理に関する研究開発及び普及を図る。	厚生労働省	○ 障害者の生活習慣病等に関する対策について、平成20年度から国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、「ヘルスプロモーション事業」を開始し、障害のある方々の健康教育に関する研修会を定期的に開催し、その知識の普及を図るとともに、健康の維持・増進およびQOL向上を目的とする「脊髄損傷者の前身持久力向上を目指した訓練マニュアル」の作成に取り組んだ。（平成20年度～）
○ 認知症疾患に対する専門医療の提供等	121 急増する認知症患者に対応していくため、専門医療や保健福祉サービスの提供、地域連携の強化を図るとともに、情報提供を行う。	厚生労働省	○ 地域における認知症医療体制の強化を図ることを目的として、関係機関との連携を図りながら、認知症の鑑別診断や専門医療相談、保険医療、合併症対応、医療情報提供、介護関係者への研修等を行う認知症疾患医療センター運営事業を実施するとともに、医療体制の充実、認知症ケアの質の向上、権利擁護に関する取組み及び地域における総合的な支援体制の構築を継続して推進していくことを目的として、認知症対策等総合支援事業を実施。
③ 精神保健・医療施策の推進			
○ 一般医のうつ病診断技術の向上	122 精神科医以外の一般医を対象にうつ病に関する研修を行い、一般医のうつ病の診断技術の向上を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業 うつ病の診断技術等の向上を図り、多くのうつ病患者の早期発見、早期治療を行うため、各都道府県・指定都市において、最初に診療することの多い一般内科医等のかかりつけ医に対してうつ病に関する専門的な養成研修を実施している。  (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 受講人数 7,216人 5,724人 4,251人</li> </ul>



重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ち ょ く 状 況																								
○ 自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する知識の普及	123 自殺未遂者・自殺者親族等のケアのガイドラインを作成し、関係者に配布するなど、自殺未遂者・自殺者親族等のケアの方法について普及させる。	厚生労働省	<p>○ 自殺未遂者・自殺者遺族ケア対策事業 平成20年度に作成されたガイドライン等を踏まえ、医師、看護師、保健師等を対象に自殺未遂者に対するケア対策の研修、及び遺族支援民間団体等を対象に自死遺族に対するケア対策のシンポジウムを開催している。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> </tr> <tr> <td>自殺未遂者ケア研修</td> <td>1回(東京)</td> <td>3回(東京2回・大阪1回)</td> <td>4回(東京・大阪2回・仙台)</td> </tr> <tr> <td>自死遺族ケアシンポジウム</td> <td>2回(東京・福岡)</td> <td>1回(東京)</td> <td>1回(神戸)</td> </tr> </table> <p>○ 精神科医をサポートできる心理職等や職種の養成</p> <table border="0"> <tr> <td>認知行動療法研修</td> <td></td> <td></td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>自殺予防のための自傷行為とパーソナリティ障害の理解と対応研修</td> <td></td> <td></td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>精神科医療従事者自殺予防研修</td> <td></td> <td></td> <td>2回</td> </tr> </table>		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	自殺未遂者ケア研修	1回(東京)	3回(東京2回・大阪1回)	4回(東京・大阪2回・仙台)	自死遺族ケアシンポジウム	2回(東京・福岡)	1回(東京)	1回(神戸)	認知行動療法研修			6回	自殺予防のための自傷行為とパーソナリティ障害の理解と対応研修			1回	精神科医療従事者自殺予防研修			2回
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																								
自殺未遂者ケア研修	1回(東京)	3回(東京2回・大阪1回)	4回(東京・大阪2回・仙台)																								
自死遺族ケアシンポジウム	2回(東京・福岡)	1回(東京)	1回(神戸)																								
認知行動療法研修			6回																								
自殺予防のための自傷行為とパーソナリティ障害の理解と対応研修			1回																								
精神科医療従事者自殺予防研修			2回																								
○ 精神科救急医療体制の確保	124 精神障害者の緊急時における精神医療を適切に提供するため、精神科救急情報センターや精神科救急医療施設を始めとした精神科救急医療体制について、地域の実情に応じた確保を図る。	厚生労働省	○ 精神科救急医療体制整備事業 急性期患者への適切な医療体制を更に充実させるため、地域の実情に応じた精神科救急医療体制を強化するための補助事業を実施。																								
④ 研究開発の推進																											
○ 再生医療の手法を取り入れた研究の推進	126 再生医療の手法を取り入れた脊髄神経機能の再獲得可能性に関する研究を推進する。  127 細胞移植・細胞治療等によってこれまでの医療を根本的に確変する可能性を有する再生医療について、必要な幹細胞利用技術等を世界に先駆け確立し、その実用化を目指した研究開発を推進する。	厚生労働省  厚生労働省  文部科学省	<p>○ 平成20年度までの研究は、①傷害を受けた脊髄の組織レベルでの修復(ハードウェアの改善)と②神経回路の再学習(ソフトウェアの改善)の両面から行った。組織レベルの修復としては神経活動を支えるグリア細胞に着目し、炎症反応制御によるグリア細胞保護が脊髄損傷後の機能改善につながる知見を得た。また、一方神経回路に関する研究では、正常ヒトの電気生理解析から、繰り返しの他動的歩行様動作による下肢からの知覚入力が脊髄神経回路の興奮性調節に働くことを見出した。この知見は脊髄損傷患者に対する他動的歩行訓練によって反射経路の異常興奮性が軽減し、随意運動が可能になる可能性を示唆している。</p> <p>○ 平成22年度はヒトを対象とした研究において、これまでの研究成果をベースに慢性期脊髄損傷者に対する繰り返しの他動的歩行動作訓練を計画し、その訓練プロトコルの作成を完成させた。さらに4名の患者に対し実際に12週間にわたる訓練実験を施行し、詳細なデータを得た</p> <p>○ 平成22年度は動物実験においては、グリア細胞の機能を追跡することを可能とする遺伝子改変マウスを導入し、実験的脊髄損傷作成後のグリア細胞の変化を観察した。</p> <p>○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現プロジェクト」など、関連の研究開発を着実に推進。</p>																								
○ うつ病等の精神疾患に関する研究	128 うつ病等の精神疾患の病態解明や、早期発見、治療技術に係る開発、社会復帰プログラムの開発のための研究を行い、その普及を図る。  129 少子高齢化を迎えた我が国の医療・福祉の向上等への貢献を目指し、アルツハイマー病やうつ病等の精神神経疾患の予防・治療法の開発などに結びつく脳科学研究や分子イメージング研究を戦略的に推進する。	厚生労働省  文部科学省	<p>○ 精神疾患に関する研究 平成21年度から、厚生労働科学研究において、うつ病の診断指標うつ病の早期発見と職場復帰、精神療法の実施方法と有効性、精神疾患の早期介入等、うつ病等の精神疾患に関する研究を実施している。</p> <p>○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「脳科学研究戦略推進プログラム」など、関連の研究開発を着実に推進。</p> <p>○ 独立行政法人理化学研究所及び独立行政法人放射線医学総合研究所において、「分子イメージング研究プロジェクト」など、関連の研究開発を着実に推進。</p>																								

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
		厚生労働省	○ 脳科学研究や分子イメージング研究等の基礎的研究を踏まえて、厚生労働科学研究事業として、実用化に向けた臨床的研究を推進している。
⑤ 専門職種の養成・確保			
○ 精神科医をサポートできる心理職等や専門職種の養成	130 心理職等を対象とした精神医療に関する研修を行い、精神科医をサポートできる心理職等の養成を図るとともに、精神保健福祉士について資質の向上を図る。	厚生労働省	○ 自殺対策経費（自殺予防総合対策センター経費） 医療現場に従事している心理職等に対し、心理療法に特化した専門的な研修を行う。 （平成20年度） （平成21年度） （平成22年度） 心理職等自殺対策研修 1回 1回 1回